岡崎市西部地域交流センター・やはぎかん 利用ルール

利用規約

1.「やはぎかん」は市民活動団体、地域団体、一般市民、企業 他だれでも利用できる。

利用にあたっては「岡崎市地域交流センター条例、施行規則」を厳守する

開館時間:午前9時から午後9時まで

特別な理由に該当する場合のみ、午前8時30分からの早延長、午後10時までの夜間延長が可能。但し、午後10時まで延長の場合、午後9時以降は交流スペースおよび利用活動室以外は消灯する。

早延長や夜間延長は、下記の「特別な理由」に限る。

- ・催事は通常開館時間内に開始-終了するが、会場準備や片付けに時間が必要な場合
- ・(夜間延長) 当センターで開催する催事の前日準備で利用する場合

※定期的な活動の早延長や夜間延長は、「特別な理由」に該当しない

休 館 日:毎週月曜日(月曜日が祝日の場合、翌平日)

年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

※施設の保守点検等で臨時に休館する場合がある。

有料施設:第1活動室、第2活動室(和室)、第3活動室、調理室、多目的ホール、ホール控室

無料施設:エントランスギャラリー、交流スペース、プレイルーム

印刷工房(一部機器は除く)、防災活動室

使用料:有料施設の使用料は条例による。但し、印刷機等の使用料は別途定める。

2. 施設内共通

(1) 火 気:館内及び敷地内は禁煙。

その他、施設内においては線香やろうそくなど、一切の火気使用を認めない。

- (2) 飲 食:作業室(印刷工房)、プレイルーム、ホールのロールバックチェア以外は飲食自由。
- (3) 飲酒:各活動室、ホールでの節度ある飲酒は可とする。(但し、ホールのロールバックチェア席は不可)
- (4)調理:施設内での調理は、調理室のみ可とする。(活動室、ホールでの調理は不可) 但し、活動室での湯沸し、保温、加温のための電気器具(100V 1KW 以下)の利用は可。
- (5)給湯:給湯室または電気ポット利用(無料)。電気ポットの活動室への持込みは可。
- (6) 利用のお断り:
 - ・岡崎市地域交流センター条例、施行規則に違反した場合。
 - ・公の秩序、若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合。
 - 利用許可申請書の記載事項に虚偽の記載があった場合。
 - ・一般的利用を逸脱した行為が見られる場合(管理者と利用者の協議の上で判断する)。
 - その他、管理上支障があると認めた場合。
- (7)管理責任の範囲:
 - ・地震、風水害、火災、停電、盗難その他事故により、利用者、出演者、参加者及び入場者に事故 が生じた場合、当センターに過失がない限り、その責任は負わない。
 - ・災害、その他の不測の事態により、催事が実施できないといった損害については、その責任を負 わない。

(8) 損害賠償

- ・故意又は過失により当センターの建物又は付属設備(含む駐車場)を損傷し、又は滅失したときは、その損害を利用者に賠償請求する。但し、管理者が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。
- (9) 施設内へのペットの入館は禁止する。(盲導犬、聴導犬、介助犬、警察犬、災害救助犬等は除く)
- (10) 施設内への危険物の持ち込みは禁止する。
- (11) ごみ箱:設置しない(ごみは各自で持ち帰る)
- (12) 施設内の忘れ物は、遺失物法(法律第73号)等の各種法令等に基づき、適切に取り扱う。 ただし、食品や生もの、衛生上保管が困難なもの等は即日処分する。
- (13) 私物保管
 - ・利用者の私物保管はしない。但し、利用者の責任において貸しロッカー(有料)に保管することは可。

3. 無料施設の利用

- (1) 利用方法
 - ・防災活動室およびギャラリーは予約が必要 (インターネットでの予約は不可)。
 - ・それ以外の無料施設は予約不要。
- (2) 個別事項
 - 1)交流スペース
 - ①交流スペースは、利用者相互のコミュニケーションの場とし、自由に利用する。
 - ・勉強のための利用は、スペースが空いている限りにおいて認めるが、満席の場合は市民活動・地域活動の打合せや交流目的の利用を優先する。
 - ・打ち合わせなど目的を持った利用(勉強は除く)の場合は、1時間を目安にする。
 - ・電源の使用は認めない。
 - ②やはぎかんカフェ(ホットコーヒー、紅茶、スープ、お茶他)は、セルフサービスで利用する。
 - ・利用する人は、規定料金を所定の箱に自主的に入れる。
 - ・お湯の利用は、カフェに設置されたポットを利用する。
 - 2) プレイルーム・授乳室・相談室

利用にあたっては、けがのないように注意すると共に、利用後は後片付けをし、整理・整頓する。

- ①利用できる対象者
- ・利用できる対象者は、就学前までの子どもおよび保護者(大人)で、必ず同伴のこと。 小学生が弟や妹を連れて利用することは原則不可。(学区子どもの家をご利用ください)
- ・活動室利用者がプレイルームを利用する場合も、子どもだけでプレイルームを利用することはできず、必ず保護者(大人)同伴とする。
- ②利用手続き
- ・プレイルーム内に備え付けの利用者ノートに記入の上、利用する。
- ・保育士不在の場合は、市民活動ステーションにある利用者名簿に記入の上、利用する。
- ③利用上の注意
- ・保護者は常に子どもが、けが等をしないように安全確保に努める。
- ・遊具等は、お互いにゆずりあって使用し、利用後は必ず後片付けをする。
- ・遊具等を破損した場合は必ず市民活動ステーションに報告し、状況に応じ修理又は補償請求する

場合がある。

- 3) エントランスギャラリー
 - ・別紙「ギャラリー利用ルール」参照
 - ・予約申込順に利用する(利用日の1年前の月の初日から受付)
 - ・利用期間は原則1週間単位とする。
 - ・展示機器の貸出し又は持込みは、利用申込時に申請する。
 - ・利用日(時間)は展示準備から片付けまでを含む。
- 4) 防災活動室

①平時

- ・防災・防犯に関する活動及び当センターの施設運営や施設事業に利用する。
- ・利用できる対象者は、市役所、消防署(消防団を含む)、地縁団体(町内会など)、防災・防犯関係者及び市役所担当部署が認めた団体である。
- ・利用受付は、利用日の1年前の月の初日から開始する。

②非常時

- ・防災拠点として利用する(市役所担当部署の指示に従う)。
- ・市の指示により、全館の一般利用が停止され、非常対応用に公的運営する場合がある。
- 5) 湯沸室(給湯室)
 - ・使用した茶器等は、洗って元の場所に収納する。
 - ・茶がら他、ゴミは持ち帰る。

4. 有料施設の利用(ホール・活動室・調理室)

(1) 申込方法

①利用登録

予約をするためには、まず当センターに来館の上、指定の用紙に記入して利用登録手続きを行う。

②利用予約

<活動室>

- ・利用予約は、利用予定日の1年前の月の初日から、予約システムで各自行うことができる。 但し、予約システムが利用できない人は、来館、電話、FAX、E-mailでも受け付ける。
- ・予約システムは24時間先着順に受け付け、他は午前9時から午後9時まで(休館日を除く)先 着順に受け付ける。ただし、「来館および電話での申し込み」と「FAX・E-mail での申し込み」が同 時であった場合、「来館および電話での申し込み」を優先とする。来館と電話での申し込みが同時 の場合は、来館→電話の順とする。

<調理室>

・調理室の利用予約は、予約システムではできない。利用は最低3時間とし、3時間を超える場合は1時間単位で延長を受け付ける。

<ホール>

・利用予約は、利用予定日の1年前の月の初日(初日が休館日の場合はその翌日)の午前9時30 分より直接来館して申し込みを行い、重複した場合はその場で抽選とする。それ以降の利用予約 は先着順に受け付ける。

③本申請(使用料支払)

・利用日の5日前まで(ホールの場合は利用日の10日前まで)に市民活動ステーションに直接来館

の上、使用料を添えて申し込み、利用証の交付を受ける。期日を過ぎてから予約申込をした場合は 支払いを同時に行うこと。ただし、期日までにやむを得ない理由で申し込みできないと認められる 場合は、この限りではない(例えば、事故や病気などで来館が困難と認められる場合など)。

・100V 1KW 以上の機材など特別な設備を持ち込む場合は、特別設備承認申請書の記入による届出が 必要となる。

(2) 使用料

・使用料は、岡崎市地域交流センター条例による。地域交流センターリーフレット料金表に、使用料に関する注意事項が記載されているので参照のこと。なお、延長料金の無料の取り扱いは、同一活動室を午前・午後もしくは午後・夜間もしくは全日で続けて利用する場合に限る。

(3) 利用の変更・取り消し

- ・利用の許可を受けた事項を変更又は取り消しする場合は、利用日の前日までに申し出る(前日が休館日の場合は2日前までに申し出ること)。
- ・許可を受けた事項の利用日時や活動室を変更する際に、利用日の5日前をすぎてからの申し出で変更後の料金に余剰が出た場合、余剰金は還付しない。一方、変更後の料金が不足した場合は、利用の前日までに不足料金を添えて手続きをする。

(4) 使用料の還付(払い戻し)

・本申請(使用料支払)後、利用日の5日前まで(ホールの場合は10日前まで。5日前(10日前)が休館日の場合はその前日まで)に利用キャンセルの申し出があった場合は、使用料の還付(払い戻し)ができる。ただし、還付には日数を要するので注意すること。利用日の5日前(ホールの場合は10日前)を過ぎた場合は還付できない。

(5) 利用時間

- ・利用証に記載された時間は、準備と後片付けを含む時間とする。
- ・利用時間を超過した場合は、延長料金を徴収する。

(6) 付属機器の貸出

- ・利用に際し、付属設備(ハンドマイク(ワイヤレスマイク)・プロジェクタ・スクリーンなど)の貸出を受ける場合は、本申請時に申し出る。
- ・機器の館外への持ち出しはできない。(必ず館内で利用する)
- ・機器に不具合が生じた場合や破損をした場合は、勝手に修理などは行わず、市民活動ステーション スタッフに報告して指示に従う。状況によっては、修理または補償請求する場合がある。

(7)整理・整頓・清掃

・利用後は、備品の配置や利用機器を元の状態に復帰し、机上や床などの清掃をする。

(8) 利用制限

- ・調理室の利用は、別紙「調理室利用ルール」に従う。
- ・ホールへの入室は下履きだが、ピンヒールなどかかとの尖った靴での入室は不可とする。 また、ダンスなどの利用時には必ずヒールカバーを装着する。
- ・A室とB室に分割利用できる活動室で、隣り合う活動室に迷惑となる活動(音響、演劇、発表会など)の場合、AとB両活動室を利用する。(A室またはB室の単独利用は不可)
- ・大きな音響の出る活動に利用できる活動室はホールとし、試し利用の後、利用の可否を決定する。
- ・騒音規制法に基づき、施設敷地境界線で50デシベル以上の音響(騒音)が出る活動には利用できない。

5. 付属設備・機器の貸出

- (1) ロッカー(有料)及びメールボックス(無料)
 - ・利用するには、利用申込書の内容をよく読み、記載の上、市民活動ステーションに提出する。
 - ・原則1団体1ロッカーまたは1メールボックスの利用とする(空きがある場合は複数利用可)。
 - ・利用期間は、1年間(4月~翌年3月)とし、年度末に申し込みを受け付け、応募多数の場合は抽選で決定。利用開始時に利用期間分を一括して支払う。
 - ・ロッカーまたはメールボックス内の保管管理は、利用者の責任で行う(紛失や破損等の責任は、管理者側では負わない)。
 - ・ロッカーは施錠し、鍵は市民活動ステーションで保管する(利用者の持ち帰りは禁止)。
 - メールボックスは無施錠とする。
 - ・ロッカーまたはメールボックス内には、貴重品、生もの、危険物等は入れてはならない。
- (2) 印刷工房設備機器(有料・無料)
 - ・市民活動ステーションで利用記入用紙を受け取り、先着順にセルフサービスで利用する。
 - ・利用記入用紙の所定欄に記入をし、市民活動ステーションで使用料金を支払う。料金計算はセンタースタッフが行う。
 - ・利用中に機器の不具合が発生した場合は、必ずセンタースタッフに報告し、指示に従う。
 - ・利用者が勝手に修理等を行わないこと。
 - ・各機器の消耗品の交換はスタッフが行う。

①印刷機

- ・印刷用紙は利用者が持参する。
- ・製版枚数や印刷枚数はカウンター数から算出(自己申告)する。
- ②大型プリンター
- ・A1サイズの白黒印刷とカラー印刷ができる。
- ・長尺物は長さ900mm (A1相当)を1枚として計算し、端数は切り上げ計算する。 例)長さ4mの場合 \Rightarrow 4000÷900=4.4 \rightleftharpoons 5枚
- ③複合機
- ・コピー(白黒・カラー)、ファクス送信、データスキャンができる。
- ・枚数は自己申告とする。
- ④ラミネート
- ・機械の利用は無料。ラミネートフィルムは有料で購入できる。ラミネート枚数は自己申告とする。
- ⑤紙折機、電動ホッチキス
- ・使用枚数のみ自己申告し、使用料は無料。
- ・大量の使用は断ることがあるので、市民活動ステーションに事前相談すること。
- ⑥物品販売
- ・コピー用紙 (A4・A3) の購入ができる。
- (3) その他貸出品(無料)
 - ・市民活動ステーションで受け取り、利用後に返却する。
 - ・大量にセロハンテープやホッチキスなどを使用する場合は断ることがあるので、市民活動ステーションに事前相談すること。
 - ・施設外への持ち出しは禁止。

6. 駐車場・駐輪場

多数の来館者が予想される場合は、利用者が駐車場整理係の配置や他の駐車場手配等を行う。ただし、事前にイベント等は市民活動ステーションに申し出ること。

制定 平成 20 年 02 月 17 日

改定 平成21年01月03日 (印刷代の変更により改定)

平成22年01月05日 (夜間延長の該当理由により改定)

平成 26 年 01 月 15 日 (全地域交流センター利用ルール見直しにより改定)

平成 29 年 05 月 08 日 (販売目的の利用制限緩和により改定)

平成31年04月01日 (用紙販売価格の変更により改定)

令和 01 年 07 月 01 日 (禁煙範囲の変更により改定)

令和 03 年 03 月 01 日 (利用の変更、忘れ物管理の見直しにより改定)

令和 04 年 04 月 01 日 (作業室サービス及び料金変更により改定)

令和 04 年 11 月 01 日 (利用の変更・取り消し文言修正により改定)

令和 05 年 04 年 01 日 (印刷・物品販売価格の変更により改定)

令和 07 年 04 年 01 日 (印刷・物品販売内容、価格の変更により改定)